Q 最近、体の調子が悪いので医者に診てもらいたいのですが、費用が心配です。日本の医療保険制度について教えてください。

A 医療保険には「**社会保険（健康保険）**」と「**国民健康保険**」の２種類があります。
会社や工場などで働いている人とその家族は社会保険に、それ以外の人は国民健康保険に加入できます。社会保険に加入した人は医療費（病院が請求する金額）の20%（加入した人の家族は30%）、国民健康保険に加入した人は医療費の30%を自分で支払います。

＊日本に１年以上住む人は、日本の公的な医療保険に必ず入らなければなりません。
＊保険がない場合は、医療費の100%～500%を支払わなければなりません。
例）実際の医療費が3,000円の場合に支払うお金
医療保険に加入していない場合　3,000円～15,000円
社会保険に加入している場合　（本人）600円（家族）900円
国民健康保険に加入している場合　900円
＊とくに慢性の病気の場合や子どもがいる場合には、病院に行く回数も多くなるので、医療保険へ加入した方がいいです。

社会保険

仕事をする場合は、社会保険があるかどうかを会社に確認しましょう。申し込みと保険料の支払いは働いている会社でできます。

◆ **脱退一時金**

社会保険は、厚生年金と合わせて掛け金を支払いますが、あなたが本国に帰る場合、**申請すれば、それまでに払った厚生年金の掛け金の一部が返ってきます（6ヵ月以上掛け金を支払っていた場合です）。**

働いている会社、社会保険事務所（P24）

国民健康保険

社会保険に加入していない人で、**外国人登録をしていて、日本に1年以上住むことが決まっている人**は、外国人登録をした日から国民健康保険に入らなければなりません。申し込みは、住んでいるところの区役所・支所で行います。引っ越したときは、引っ越した場所の区役所・支所に届け出ましょう。

※ 外国人登録をして時間が経ってからでも、保険に加入することができます。ただし、登録をした日から保険に加入した日までの保険料は払わなければなりません。また、登録してから2年以上たっている人は2年分の保険料を払うことになります（京都市の場合）。

住んでいるところの区役所・支所（P24）

※ 国民健康保険の内容について説明した、多言語のマニュアルを配布しています。

健康保険の使い方

＊ 保険に入ると**1世帯に1枚健康保険証をもらいます。病院に行くときは、必ず持っていきましょう。**日本全国のどこでも使えますが、正常に妊娠・出産をするときなどは、使えません。また、外国での医療費負担に関しては、お金が返ってくる制度があります。

◆ **保険料の支払い**

保険料は、前年の収入などから1年ごとに計算されます。最初は安くても収入に応じて高くなることがあります。保険料は何度病院で診てもらっても同じです。

＊ 保険証を持たないで病院へ行ったときは、保険証を持ってくるのを忘れたことを説明し、いったん費用の全部を支払いましょう。後で保険証をもっていったときに、払ったお金の一部が戻ってきます。

注意すること

◆ **ほかの人との間で、保険証の貸し借り、売り買いをしてはいけません。**法律で禁じられています。悪用されることがあるので、落としたり、盗まれたりしないように注意しましょう。

国民健康保険の補助制度

＊ 医療費が一定の額を越えた場合、お金が返ってくる制度（**高額療養費**）があります。**病院でもらった領収書は大切に持っていてください。**

＊ 留学生の方は、「留学生国民健康保険補助制度」「外国人留学生医療費補助制度」を利用すれば、保険料が安くなります。

自分が通っている大学・短期大学の留学生課や国際課

＊ 収入が少ない方は、保険料が安くなる（**法定減額**）場合があります。

住んでいるところの区役所・支所（P24）

社会保険証

国民健康保険証